

予防接種 一覧表

予防接種健康被害 救済制度について

予防接種法に基づく接種によって引き起こされた副反応により、生活に支障が出るような障害を残すなどを厚生労働大臣が認定したときは、予防接種法に基づく健康被害救済の給付の対象となりますのでご相談ください。

接種できない人

- ①明らかに発熱している人(37度5分以上)
- ②重い急性疾患にかかっていることが明らかな人
- ③その日に受ける予防接種の接種液に含まれる成分で、アナフィラキシーを起こしたことがあることが明らかな人
- ④BCG接種の場合、外傷などによるケロイドが認められる人
- ⑤B型肝炎の予防接種対象者で、母子感染予防として、出生後にB型肝炎ワクチンの接種を受けた人
- ⑥ロタウイルス感染症の予防接種の対象者で、腸重積症の既往歴があることが明らかな人、先天性消化管障害を有する人(その治療が完了した人を除く)及び重症複合免疫不全症の所見が認められる人
- ⑦その他医師が不適当と認めた人

風しんワクチンについて

風しん抗体が十分でなく、妊娠を希望する女性などに風疹ワクチンの接種費用を助成しております。詳細はお問い合わせください。
骨髄移植などを受けた方で、その手術後に再接種が必要である方に対して接種費用の助成をしております。詳細はお問い合わせください。

- 対象年齢を確認のうえ、下記の町指定の医療機関に事前に予約して接種してください。
- ※特段の事情により、田尻町指定医療機関で接種できない方は、お問い合わせください。
- 費用は**無料**です。
- 持ち物…予診票・母子健康手帳・マイナ保険証

※令和8年4月1日現在の情報です。予防接種法などの改正により、今後、実施方法や新ワクチンの導入など変更になることもあります。

	予防接種名	対象者 (標準的な接種時期とは接種をすすめる時期)	場所・時間	実施日
集団接種	BCG予防接種	生後5か月の前日から 生後8か月の前日まで (標準的な接種時期)	田尻町で実施(たじりふれ愛センター) <small>受付時間</small> 午後1時30分～2時15分	令和8年4月7日(火)、6月2日(火)、8月4日(火)、10月6日(火)、12月1日(火)、令和9年2月2日(火)
			熊取町で実施(熊取ふれあいセンター) 午前9時30分～10時50分	令和8年5月7日(木)、7月1日(水)、9月2日(水)、11月4日(水)、令和9年1月6日(水)、3月3日(水)
熊取町での接種を希望される方は、必ず熊取町での接種日の2週間前までに、田尻町健康課にお申し込みください。				<持ち物> 予診票、母子健康手帳

	予防接種名	対象者 (標準的な接種時期とは接種をすすめる時期)	間隔と回数
	RSウイルス	妊娠28週0日から36週6日まで	妊娠ごとに1回
個別接種	ロタウイルス	経口弱毒 生ヒトロタウイルスワクチン	生後6週から生後24週まで 2回接種(27日以上の間隔)
		5価経口弱毒 生ロタウイルスワクチン	生後6週から生後32週まで 3回接種(27日以上の間隔)
	小児用肺炎球菌感染症 (沈降20価・沈降15価ワクチン) ※PCV15で接種を開始した方は、 原則PCV15で全て接種してください。	生後2か月の前日から5歳の前日まで (標準的な接種時期は2か月～7か月未満)	*接種回数は、初回接種開始年齢により異なります ・2か月～7か月未満に開始：初回接種3回(標準的には27日以上の間隔で1歳前日まで) 追加接種1回(初回接種終了後60日以上の間隔をあけて、標準的には生後12か月～15か月までに接種) ・7か月～12か月未満に開始：初回接種2回(標準的には27日以上の間隔で) 追加接種1回(初回接種終了後60日以上の間隔をあけて、必ず1歳以降に接種) ・1歳～2歳未満：2回(60日以上の間隔) ・2歳～5歳未満：1回
	B型肝炎	1歳の前日まで (標準的な接種時期は2か月～9か月)	3回接種【1回目と2回目】27日以上の間隔をあけて接種【3回目】1回目から139日以上の間隔をあけて接種
	五種混合1期 <small>百日咳・ジフテリア・破傷風・不活化ポリオ・ヒブ</small>	生後2か月の前日から7歳6か月の前日まで (標準的な接種時期は2か月～7か月未満)	初回接種：標準的には20～56日の間隔において(3週間後の同じ曜日から4週間後の同じ曜日まで)3回接種 追加接種：初回接種終了後6か月～1年半の間に1回接種
	四種混合1期 <small>百日咳・ジフテリア・破傷風・不活化ポリオ</small>	生後2か月の前日から7歳6か月の前日まで (標準的な接種時期は2か月～1歳の前期)	初回接種：標準的には20～56日の間隔において(3週間後の同じ曜日から8週間後の同じ曜日まで)3回接種 追加接種：初回接種終了後6か月～1年半の間に1回接種(標準的には12か月から18か月までの間隔) 【原則、同一ワクチンでの接種になります。】
	ヒブ感染症	生後2か月の前日から5歳の前日まで (標準的な接種時期は2か月～7か月未満)	*接種回数は、初回接種開始年齢により異なります ・2か月～7か月未満に開始：初回接種3回(標準的には27～56日の間隔で1歳前日まで)、追加接種1回(追加接種終了後、標準的には7か月～13か月の間隔。ただし、初回接種のうち2回目、3回目は1歳まで) ・7か月～12か月未満に開始：初回接種2回(標準的には27～56日の間隔で1歳前日まで)、追加接種1回(初回接種終了後、標準的には7か月～13か月の間隔。ただし、初回接種のうち2回目は1歳まで) ・1歳～5歳未満：1回
	二種混合(DT) (ジフテリア・破傷風) 2期	11歳の前日から13歳の前日まで (標準的な接種時期は、小学校6年生)	1回接種 ※基礎免疫ができていない(三種混合・四種混合を3回以上受けている)人への接種が望ましい。
	麻しん風しん混合 (MR) 1期	1歳の前日から2歳の前日まで (1歳になったらできるだけ早く受けましょう)	1回接種
		2期	小学校入学前の1年間 令和2年4月2日生まれ～令和3年4月1日生まれに対し、1回接種
	水痘	1歳の前日から3歳の前日まで (1回目：標準的には1歳～1歳3か月の前日まで)	初回接種：標準的には、生後12か月から生後15か月の前日までに1回接種 追加接種：初回接種終了後、標準的には6か月以上12か月までの間隔において1回接種
	日本脳炎	1期	生後6か月の前日から7歳6か月の前日まで (標準的な接種時期は3歳)
2期		9歳の前日から13歳の前日まで (標準的な接種時期は9歳)	1回接種
日本脳炎 特例 1期及び2期(9歳以上) 未接種分	平成7年4月2日生まれ～ 平成19年4月1日生まれ (20歳の前日まで)	1期：1回～2回接種が済んでいる人 ― 6日以上の間隔(1週間後の同じ曜日から)において残りの接種を行う 1期：全く未接種の人 ― 「日本脳炎1期」の接種間隔に従い行う 2期：※9歳以上の希望者に対して行う 1期の終了後6日以上の間隔をおけば実施できるとされているが、通常第1期接種後、おおむね5年の間隔において接種するものであり、この間隔を参考にすることが望ましい。	
ヒトパピローマウイルス感染症 (子宮頸がん予防)シルガード(9価)	小学校6年生から高校1年生相当の女子 (標準的な接種時期は中学1年生相当の女子)	1回目の接種を15歳になるまでに受ける場合 2回(標準的には2回目：初回接種から6か月後)	1回目の接種を15歳になってから受ける場合 3回(標準的には2回目：初回接種から2か月後 3回目：初回接種から6か月後)

不活化ポリオワクチン 接種をご希望の方は健康課までお問い合わせください